

店頭外国為替取引説明書（添付附属書類を含む。）新旧対照表	
旧（変更前）	新（変更後）
（表紙） FXTF MT4 取 引 説 明 書 店頭外国為替証拠金取引（法人口座用） 2025 年 4 月  ゴールデンウェイ	（表紙） FXTF MT4 取 引 説 明 書 店頭外国為替証拠金取引（法人口座用） 2025 年 4 月  ゴールデンウェイ
店頭外国為替取引説明書 本体	
（中略） [デリバティブ取引に共通するリスク等重要事項] （中略） 【カバー取引先】（カッコ内は、監督を受けている外国の当局の名称） （追加） LMAX Broker Limited（エルマックス ブローカー リミテッド） 金融商品取引業：英国（FCA：英金融行為監督機構） Prosperous Securities Limited.（プロスペラス セキュリティーズ リミテッド） 金融商品取引業：ケイマン諸島（CIMA：ケイマン諸島金融庁） STRAITS FINANCIAL SERVICES PTE. LTD.（ストレイツ フィナンシャル サ	（中略） [デリバティブ取引に共通するリスク等重要事項] （中略） 【カバー取引先】（カッコ内は、監督を受けている外国の当局の名称） Finalto(BVI) Limited（フィナルト(ビーブイアイ) リミテッド） 金融商品取引業：英国領ヴァージン諸島（BVIFSC：英国領ヴァージン諸島金融サービス委員会） LMAX Broker Limited（エルマックス ブローカー リミテッド） 金融商品取引業：英国（FCA：英金融行為監督機構） Prosperous Securities Limited.（プロスペラス セキュリティーズ リミテッド） 金融商品取引業：ケイマン諸島（CIMA：ケイマン諸島金融庁） STRAITS FINANCIAL SERVICES PTE. LTD.（ストレイツ フィナンシャル サ

ービシーズ プライベート リミテッド)

金融商品取引業：シンガポール（MAS：シンガポール金融管理局）

（中略）

16. カバー取引

当社では、お客様の外国為替証拠金取引によって発生する各通貨ペアのポジションをリアルタイムで
ネットティング（売買の差額を算出）し、自己資本規制比率が一定の比率を下回った場合、又はネット
ポジション額が一定額に達した場合は、直ちに最も取引条件の良いカバー先に、システムを利用して
カバー取引が行われるようにするシステムを構築しております。又、緊急時にはマニュアルによるカ
バー取引を行える体制としております。毎営業日のいかなる時点においても、外貨ポジションに係る
為替変動リスクを一定額以下に抑えるように管理しています。なお、当社のカバー取引先は本説明書
の「デリバティブ取引に共通するリスク等重要事項」に記載されている通りです。

ービシーズ プライベート リミテッド)

金融商品取引業：シンガポール（MAS：シンガポール金融管理局）

（中略）

16. カバー取引

当社では、お客様の外国為替証拠金取引によって発生する各通貨ペアのポジションは、即時に全カバ
ーすることで為替変動リスクが発生しないよう管理しています。又、緊急時にはマニュアルによるカ
バー取引を行える体制としております。毎営業日のいかなる時点においても、外貨ポジションに係る
為替変動リスクを一定額以下に抑えるように管理しています。なお、当社のカバー取引先は本説明書
の「デリバティブ取引に共通するリスク等重要事項」に記載されている通りです。